

第二次 筑紫野市 地域コミュニティ基本構想

令和7年3月
筑紫野市



◆目 次

1. 地域コミュニティとは	1
(1) 地域コミュニティの定義	1
(2) 望ましい地域コミュニティの姿	2
2. 地域コミュニティをとりまく現状と課題	3
(1) 筑紫野市の現状	3
(2) 地域コミュニティづくりの課題	4
○社会の変化に対応した地域コミュニティ	
○コミュニティ運営協議会を中心とした課題解決の推進	
○市民の地域への参画促進	
○コミュニティ施設と機能の整備	
○市職員の更なる意識向上	
3. 地域コミュニティづくりの方向性	7
(1) コミュニティ区域の設定	7
(2) コミュニティ運営協議会と自治会・団体との関係	7
(3) 本市が取り組む重点項目	7
○コミュニティ運営協議会の自主運営支援	
○市とコミュニティ運営協議会の連携と協力	
○コミュニティセンターの活用	
○コミュニティ施策推進体制の整備	

1. 地域コミュニティとは

(1) 地域コミュニティの定義

第三次総合計画における、コミュニティの定義は、「生活の場で、市民としての自主性と責任を自覚した個人、家庭を構成主体とし、地域性と各種の共通目標を持ち、多様化する各種の住民要求と創意を実現するための集団」であるという、あくまでも区域内の集団として捉えていました。

令和4年4月に総務省がまとめた「地域コミュニティに関する研究会報告書」において、「防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、地域として対応すべきニーズが変化、複雑化する中において、自治会等の担い手確保や負担軽減に努めつつ、NPOや企業、学校等を含め、多様な地域コミュニティの各主体がそれぞれの強みを活かし、弱みを補い合うことが、これまで以上に求められている」としており、「地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応し、持続可能な形で活動できるようにするための方策について、特に、多くの地域が抱える課題（地域活動におけるデジタル化の必要性、加入率低下・担い手不足等による活動の持続可能性の低下、NPO等の地域コミュニティにおける自治会等以外の主体との連携の必要性等）にどのように対応すれば良いか」という点に焦点を当てつつ、地域コミュニティについて提案が行われています。

本市では、こうした国の方向性等を踏まえながら、地域コミュニティを「自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、まちづくり・子育て・防犯を推進する目的を持つ機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会」として定義します。

(2) 望ましい地域コミュニティの姿

めまぐるしく変化する現代社会において、全ての市民の人権が尊重され、安全で安心、そして健康で心豊かな生活ができるよう、また、将来を担う子どもたちの夢や希望が広がるよう、新しい時代にふさわしい個性と魅力にあふれるまちづくりが求められています。

そのため、「自助」「共助」「公助」を新たなキーワードとして、次のような望ましい地域コミュニティの姿を目指します。

- ① コミュニティ運営協議会を中心に、市民・自治会・団体が互いに自立し、連携しあう地域コミュニティ
- ② 情報交換、多世代交流、異業種交流が活発に行われている地域コミュニティ
- ③ 持続可能な組織によりまちづくりが推進される地域コミュニティ
- ④ 地域の問題や課題を地域全体で共有し、解決を目指して自発的・主体的に活動する地域コミュニティ

【参考】

自助：一人ひとりが自ら取り組む

共助：地域や身近にいる人同士（自治会とコミュニティ運営協議会等）が一緒に取り組む

公助：自助・共助でできないことを市が取り組む

2. 地域コミュニティをとりまく現状と課題

(1) 筑紫野市の現状

平成 28 年 7 月に市は地域コミュニティの中核であるコミュニティ運営協議会とパートナーシップ協定を結び、協働のまちづくりを推進してきました。その中で、コミュニティ運営協議会は地域の課題に対応すべく、地域まちづくり計画を策定し、地域の特性を活かした様々な活動を展開しています。

また、主体的、自発的な組織運営の充実のため、市は地域担当職員の配置やコミュニティセンター館長・主事による事業企画の協力などの支援を行いつつ、防災部門や福祉部門、教育部門などの各所管課とコミュニティ運営協議会が連携した事業の推進も行っています。

事務局の体制については、設立当初の会長をはじめとする役員の交代もありましたが、事務員の雇用等を行い、安定したコミュニティ運営協議会の運営の実現につながっています。

各部会の活動においては防災や地域包括ケア、子育て支援などの共通する地域課題を中心に、地域独自の特性に即した事業が展開されています。

令和 2 年頃から新型コロナウイルス感染症の影響により活動を中止、縮小していましたが、令和 4 年度には、市制施行 50 周年を契機として様々なイベントを実施しました。

(2) 地域コミュニティづくりの課題

○社会の変化に対応した地域コミュニティ

近年における高齢者のみの世帯の増加や、核家族化に伴う子育て世代の孤立化、農山村地域の過疎化などに伴い、地域の防災・安全安心のまちづくり、地域福祉や子育て支援の場として、地域コミュニティが果たす役割はますます重要となっています。

しかし、少子高齢化が現実の課題として進むにつれて、まちづくりの担い手確保は困難となっており、さらに生活の多様化により地域住民の交流機会が減少することで、地域で一緒に何かをやる、助け合うという意識の希薄化が進行することが危惧されています。

そのため、災害時の避難行動や日頃の見守り活動といった取り組みが、組織的に求められるようになっていきます。行政主導型のシステムでは対応が困難な様々な課題を解決し、防災対策、生活支援などの取り組みを活性化させるため、現在のコミュニティ運営協議会を持続可能な組織とし、人材の発掘・育成、部会活動の活性化、より一層の地域団体との連携を行うことなどが求められています。

○コミュニティ運営協議会を中心とした課題解決の推進

現在、コミュニティ運営協議会の中で自治会と防災や福祉などの部会が互いに協力して、地域課題の解決に取り組んでいます。

しかし、孤独死や認知症の増加に伴う搜索の増加、介護や買い物、生活支援の問題、共働き世帯での子どもの居場所対策に加え、豪雨災害の激甚化等に伴い、一つの自治会で取り組むには負担が大きくなっており、広域的に取り組むべき課題が増加しています。

そのような中で、地域ではこれらの課題に取り組む団体やスポーツ、趣味などを楽しむ団体が活動を行っており、さらには商店・飲食店・事業所なども地元で活躍しています。コミュニティ運営協議会はその状況を的確に把握し、それぞれの団体の強みを活かしながら柔軟な発想で連携していくことで、地域のチカラを強化しつつコミュニティ活動を推進していくことが求められています。

○市民の地域への参画促進

市民にとって一番身近な地域コミュニティは、隣近所や隣組、自治会です。

少子高齢化の進行や定年延長などの影響により、役員や地域活動の担い手不足、地域活動への参加者の減少が課題となっています。

住んでいるところによって、活動内容や役員など負担の差が出てきていることから、コミュニティ運営協議会を地域の中心として、地域の諸団体と互いに補完しあう関係が重要となっています。

一方で、定年後の高齢者や子育てが落ち着いた世帯などが、孤立化する問題が指摘されています。これらの方々が地域活動に参加し活躍できるよう、地域での居場所づくりが必要です。

○コミュニティ施設と機能の整備

本市におけるコミュニティセンターは、コミュニティ施設として、コミュニティ活動を支える拠点となるとともに、市民の交流の場となるような施設づくりに取り組む必要があります。

また、学習関連団体・グループ等の活動拠点ともなっており、地域の団体から人材を発掘し育成していくために自主的に活動するグループを増やしていく必要があります。

これからのコミュニティセンターについては、地域の自主的・主体的なまちづくり活動を育み地域の連携を深めながら、「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」という市民主体のまちづくりの活動拠点施設として明確に位置づけるとともに、多くの人が集まり、交流できる施設として運営を進めていく必要があります。

○市職員の更なる意識向上

本市でコミュニティ構想を策定してから現在まで、庁内研修やコミュニティ情報冊子の作成等を通して、市職員へのコミュニティ活動への意識が定着してきました。

しかし、少子高齢化の進行や世帯人数の減少、社会経済情勢の急激な変化や住民ニーズの個別・多様化に伴い、近年行政に求められる役割も多様化してきており、筑紫野市総合計画を実現し、市民の安全と安心な生活を確保するためには、市と地域コミュニティとの連携の視点がさらに重要となっています。

施策・事業等を進めるにあたって、市とコミュニティ運営協議会・自治会などがそれぞれの役割を認識し連携して総合計画を実現できるよう、コミュニティ活動に関する職員の意識をより高めていく必要があります。

3. 地域コミュニティづくりの方向性

(1) コミュニティ区域の設定

本市では、コミュニティ区域をおおむね小学校区単位で設定し、地域コミュニティを中心としたまちづくりを推進しています。

① 子どもや高齢者等の生活圏で、おおよそ歩いて移動が可能な範囲であること。

② 子どもを中心として地域コミュニティの中で人のつながりが生まれること。

を考慮し、地理的条件や人口分布等を総合的に勘案しながら、必要に応じてコミュニティ区域の検討を行います。

(2) コミュニティ運営協議会と自治会・団体との関係

平成 28 年のパートナーシップ協定の締結からこれまで、コミュニティ運営協議会をはじめとして、自治会や各団体と連携したまちづくりを進めてきました。今後についても、コミュニティ運営協議会を構成する自治会・団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、コミュニティ運営協議会を自助・共助活動における地域の中心として、持続可能な地域コミュニティを維持していきます。

(3) 本市が取り組む重点項目

○コミュニティ運営協議会の自主運営支援

コミュニティ運営協議会が、役員をはじめとする活動の担い手を育成し、組織の自主運営と持続可能な組織づくりを目指すとともに、防災、福祉、教育分野等の活動を充実させることについて、市は支援していきます。

○市とコミュニティ運営協議会の連携と協力

市の所管課は、筑紫野市総合計画を実現するため、コミュニティ運営協議会と連携、協力し、総合的に施策を進めていきます。

市は公助として行政でしかできない業務を担当しつつ、共助に取り組むコミュニティ運営協議会の活動に対して、パートナーシップ協定に基づき支援を行います。

市民の自助に対する支援や自治会で取り組むことが困難な活動については、市とコミュニティ運営協議会がそれぞれの長所を活かし、柔軟な連携のもと進めていきます。

○コミュニティセンターの活用

コミュニティセンターは地域の活動拠点として、様々な講座やイベント、利用者グループの育成、地域の人材発掘や育成を行い、高齢者をはじめとする子育て世代や若者などの多くの市民が集まりやすい施設づくりに努めます。コミュニティ運営協議会が活動を進めていくため、拠点となる事務局の支援、協働事業の実施を行います。

○コミュニティ施策推進体制の整備

筑紫野市総合計画を実現するためには、防災対策や地域包括ケアの推進、子育て支援など、市とコミュニティ運営協議会それぞれが役割に基づき、協働して取り組むことが重要です。

コミュニティ施策において、全庁組織で横断的な取り組みを行い、各所管課とコミュニティ運営協議会が連携、協力して施策を進めていけるよう、コミュニティ推進課がコーディネートを行います。

第二次筑紫野市地域コミュニティ基本構想

編 集：福岡県筑紫野市

市民生活部コミュニティ推進課